

日進市職員倫理規程の手引き

【質問1】 この規程による利害関係者とは	P2
【質問2】 個々の職務ごとの考え方について	P2
【質問3】 利害関係者に該当するか	P3
【質問4】 私的な関係がある利害関係者	P3
【質問5】 利害関係者との禁止行為	P4
【質問6】 禁止行為に該当しないもの	P5
【質問7】 利害関係者でない者との間で認められないもの	P6
【質問8】 公演や原稿執筆の依頼を受けること	P6
【Q&A】	P7

【質問1】

この規程による利害関係者とは（第2条）

- (1) 職員が以下の業務のうち、担当する自己の職務を行う場合の職務上の相手
「許認可の相手方」「補助金交付の相手方」「立ち入り検査等の相手方」「不利益処分の相手方」「行政指導の相手方」「契約の相手方」「指定管理の指定の相手方」
- (2) 相手方が会社、組織、団体等の場合は、その利益のためにする行為を行う場合の会社役員、従業員
会社、組織、団体等のうち従業員全員が利害関係者となるわけではなく、利害関係者となる職務に従事していない従業員等は含まない。
- (3) 職員の職務遂行によって直接利益、不利益を受ける相手であり、市民税の課税対象者などのように職員の裁量の余地がない、少ない場合の相手方は含まれない。
- (4) 職員が私的に活動するNPO団体、ボランティア団体は利害関係者には含まれない。ただし、職員の職務遂行によって直接利益、不利益を受ける相手である指定管理者としてのNPO団体は利害関係者に含まれる。

【質問2】

個々の職務ごとの考え方について(第2条第5項)

- (1) 許認可については、申請をしようとしている時から許認可受けるまでの間
許認可を受けた後は、利害関係は消滅する。
- (2) 補助金の交付については、補助金の申請をしようとしている時から、事業が完了して実績報告書を受領し、確定通知を発送するまでの間
- (3) 契約又は、収入及び支出の原因となる相手については、見積書等の提出依頼時、又は予算執行伺いの起案時等から債権債務関係が終了するまでの間

【質問3】

利害関係者に該当するか(第2条)

(1) 政治家

通常倫理規程2条4項に定める行為の相手に該当しない。
ただし、事業を行っている場合で2条4項に該当する者は利害関係者とする。

(2) 報道関係者

取材活動をしている記者は一般には該当しない。

(3) 「事業」の定義について、営利を目的とするものに限定し、公益法人等が行う事業は含まれないと解釈してよいか

国の倫理規程では、地方公共団体も「事業者等」に含まれるとしている。
その組織の利益のためにする行為を行う場合は「事業者等」とみなされる。

【質問4】

私的な関係がある利害関係者(第5条)

(1) 親族、友人等と自由に飲食、贈与、旅行はできないのか

私的な関係がある場合は、第4条に規定する禁止行為も一般的にはできる。
ただし、市民の疑惑や不信を招くおそれがないように配慮する。

ア 私的な関係の経緯

- ① 利害関係が発生する以前からの付き合いがあったか。
- ② 地域でのボランティア活動など、職務に関係ない私的な活動としての活動仲間である場合

イ 職務上の利害の状況

現在その者が利害関係者となる業務を行っている状況か。

ウ 行おうとする行為の態様

高価な贈り物など通常範囲から外れてはいないか。

【質問5】

利害関係者との禁止行為(第4条)

- (1) せん別、祝儀、香典、供花その他これらに類するものを受けること
本人との関係に基づいて利害関係者が持参した場合は受け取れない。
親や配偶者など家族との関係及び私的な関係に基づく社交辞令の範囲内の祝儀等であればよい。
祝電、弔電を受け取ることは問題ない。
花輪を受け取ることは物品の贈与に該当する。
- (2) 金銭を借りること
金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として貸付を受けることは禁止行為に該当しない。ただし、無利子や低金利の貸付を受けることは禁止される。
- (3) 無償で物品又は不動産の貸付を受けること
対価を払って貸付を受ける場合も、その対価が時価より低いときは差額について金銭の贈与を受けたものとみなされる。
- (4) 債務の弁済、担保の提供又は保障をさせること
- (5) 無償で役務の提供を受けること
タクシーによる送迎を受けること
バス等合理的交通手段がない場合で、同じ目的地へ行く場合で新たな負担がない場合、利害関係企業の従業員が乗るタクシーに同乗することは問題ない。
- (6) 未公開株式を譲り受けること
利害関係者からの未公開株式の譲り受けは無償に限らず、有償であっても禁止される。
- (7) 供応接待を受けること
供応
酒食を提供してもてなすこと

接待

客をもてなすこと、一定の席を設けて飲食物の提供を受けることなどがこれに該当する。酒席のみならず、旅行招待、映画・演劇招待なども含む。

- (8) 利害関係者と共に遊技またはゴルフをすること

遊技

麻雀、パチンコ、トランプ等で、ソフトボール、ボーリングは含まれないと解釈されている。

ゴルフ

利害関係者と打ち合わせて共にゴルフをする場合を想定しており、会員となっているゴルフ場主催のコンペに偶然利害関係者が参加していた場合は禁止行為に該当しない。

- (9) 利害関係者とともに旅行すること

公務のための旅行（出張命令が出されていて、利害関係者の同行が公務に必要な場合）や、旅行会社のツアーで偶然一緒になる場合を除く。

【質問6】

禁止行為に該当しないもの(第4条第2項・第3項)

- (1) 贈与について 特定の者への贈与を目的としていないもの
宣伝用物品または記念品として広く一般に配布する目的のもの
多数の者が出席する式典その他催物において、利害関係者から記念品を受け取ること。
- (2) 飲食について利害関係者からの供応接待としないもの
職務として出席した会議等での茶菓の提供、簡素な飲食
会議その他の会合に限らず、利害関係者を訪問した場合も含まれる。
簡素な飲食とは、2千円程度までの飲食や弁当を想定
多数の者（20名程度以上）が出席する式典、総会、立食パーティー等での飲食
- (3) 飲食において、利害関係者と共に飲食する場合
ア 職務以外で飲食を共にする場合で自己の費用を自ら負担する場合

イ ただし、その負担が十分でなく、実際の費用との差額を利害関係者が負担する場合は差額分の接待を受けたことになり禁止される。

ウ なお、自己の費用負担が特に高額な場合は、届出をする。

高額の判断

簡素な飲食ではないとして市民から疑惑や不信を招く恐れがあるもの。

少なくともその費用が1万円を超える場合は届出を必要とする。

【質問7】

利害関係者でない者との間で認められないもの(第6条・第7条)

- (1) 社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待、贈与を受けること
- (2) その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金を支払わせる「つけ回し」を行うこと
- (3) 他の職員が倫理規程で禁止されている行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり享受すること

【質問8】

公演や原稿執筆の依頼を受けること(第8条・第9条)

- (1) 職務以外で、公演や原稿執筆の依頼を受けることはできる。
(地方公務員法第38条の許可を得てするものを除く)
- (2) 受け取ることができる報酬の額が5千円を超える場合は報酬の内容を届け出る。

日進市職員倫理規程Q&A(抜粋)

利害関係者の範囲

No.	設問	説明・理由	規定条文
問1	本市における代表的な補助金交付団体等、立ち入り検査・監査、契約の相手	シルバー人材センター・社会福祉協議会・商工会等 財政援助団体、市文化協会、市体育協会、区画整理組合、指定管理者、NPO団体等	第2条4項各号
問2	契約締結した事業者の下請け企業	「事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」に該当し利害関係者とみなされる	第2条4項6号
問3	用地交渉等の相手方 いつの時点から利害関係者に該当するか	契約の締結から債権債務関係の終了までの間、利害関係者に該当することになる	第2条4項6号
問4	指名競争入札前名簿登録者	名簿登録だけでは利害関係者には該当しない。指名後は利害関係者に該当する	第2条4項6号
問5	ボランティア団体からの寄付で団体の会員中に利害関係者に該当する企業役員がいる場合	利害関係者が私的にボランティア団体の一員として活動していることが明らかな場合は受領して差し支えない	第2条4項各号

金銭・物品等の贈与

問6	結婚披露宴の祝儀：婚約者が勤めている会社が利害関係者に該当する場合	通常職員ではなく、婚約者への贈与と考えられるため、祝儀として法外な金額を渡すものでない限りは受領して差し支えない	第4条1項1号
問7	利害関係者からの香典	利害関係者からの金銭の贈与を受けることになる。職員の地位及び利害関係者との関係、親族との関係等を踏まえて総合的に判断する	第4条1項1号
問8	創業100年記念コンサートの招待券：非売品であるが、時価5千円相当のものを2千名に送付	利害関係者に該当する企業である場合、禁止行為に該当する	第4条2項1号
問9	利害関係者の宴会の記念品：法人施設完成記念で関係者千人に配布された花器5千円程度	利害関係者に該当するが、受領して差し支えない。(多数の者が出席する立食パーティー等での記念品である場合)	第4条2項2号
問10	職場への手土産：利害関係者が会議に出席する際、職場に持参した手土産	菓子折りが会議の場で開けられ出席者全員で食べることを目的として一人あたりの単価が安価なものは禁止行為の例外規定としての「茶菓の提供」に当たり支障なし	第4条2項4号

役務の提供

問11	打合せが長引き深夜に及んだ場合のタクシー提供	利害関係者が職員のために用意したタクシーを利用したり、タクシー券の提供を受けることはできない	第4条1項1号
問12	子ども会の企業見学会	利害関係者に該当する企業であっても、保護者として体験見学会に参加することは可能	第4条1項1号
問13	機器説明の研修	システム導入予定の10数社のうち1社から機器持込説明代わりに自社研修に無償参加の申し出があった場合は、機器説明の一形態であり、出席して差し支えない	第4条2項2号

その他の禁止行為

No.	設問	説明・理由	規定条文
問14	地域主催のゴルフコンペ	参加者100人程度など多数、地域住民として費用負担して参加する場合差し支えない。利害関係者と同じ組を意図して参加する場合を除く	第4条1項8号
問15	友人から誘われたゴルフコンペ	参加者が12人程度、前日のメンバー表で利害関係者数人が参加していることが判明した場合、同じグループでなくても認められない	第4条1項8号
問16	OBと職員で結成する野球チームの遠征	OBの中に利害関係者が含まれる場合、現地で宿泊し、遠征中も同行を共にすることから禁止行為に該当するが、野球チームでの私的な関係の過去からの経緯と状況を総合的に判断する	第4条2項2号

飲食等

問17	職務として出席した会議とは	①「会議」に限らず、職員が打ち合わせでなく挨拶程度で利害関係者を訪問する場合でも、職務として行った場合は該当。②会議に準じた職務上の集まり(立ち入り検査、監査は会議としない)	第4条2項3号
問18	簡素な飲食物とはどの程度か	国基準で夕食1万円程度、昼食2～3千円程度まで	第4条2項5号
問19	社団法人主催「創立記念祝賀会」参加時の夕食代	多数の者が出席する催しで職務として出席した場合、飲食の提供を受けることは支障なし	第4条2項6号
問20	経済財政意見懇談会を目的とした懇親会において職務として出席する場合の飲食	多数の者が出席する催しで職務として出席した場合であれば飲食の提供を受けることは支障なし	第4条2項6号
問21	利害関係者との飲食(職務外、実費負担のみ)	可能であるが、公正な職務執行に対し、市民の誤解を招くことのないよう不必要な接触は避ける。少なくとも費用負担が1万円を超えるときは届出る	第4条3項

講演等

問22	職務として出席する講演はこの規程の対象か	利害関係者からの依頼であるかどうかに関わらず、職務として講演を行う場合はこの規程に該当しないため、届出不要	第8条
問23	利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合	地方公務員法第38条第1項の許可を得て行うものは除く	第8条